

資料 1 - 3 議案第 243 号

令和 8 年 3 月 26 日
都市整備部都市計画課

板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）の策定について

1 策定の主旨

「板橋区都市づくりビジョン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「区市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」である。

「板橋都市づくりビジョン（第三次）」を策定した平成 30（2018）年 3 月からの社会経済情勢の変化（人口減少社会の到来や、自然災害の激甚化、脱炭素社会への移行、ポストコロナ時代など）へ対応し、次期板橋区基本構想・基本計画と改定時期を合わせ、区の都市づくりの総合的な方針として地域特性を活かした持続可能なまちづくりを実現する計画となるよう見直しを行った。

については、下記のとおり「板橋区都市づくりビジョン（第四次）」を策定する。

2 板橋区都市づくりビジョン（第四次都市計画マスタープラン）について

資料 1 - 2（本編）及び 1 - 4（概要）のとおり

3 これまでの経緯

計画案の各段階において、庁内検討会、都市計画審議会、区議会、パブリックコメント・住民説明会等で広く意見を伺いながら進めてきた。

令和5(2023)年度			令和6(2024)年度			令和7(2025)年度			
上	中	下	上	中	下	上	中	下	
		改定の 方向性 整理	骨子案 作成	住パ 民 説 明 会 ・ メ ク セ	素案 作成	案 作成	住パ 民 説 明 会 ・ メ ク セ	最終案	策定

【板橋区都市計画審議会への報告・付議等】

時 期	事 項	備 考
令和6年3月26日	改定に向けた取組について	都市計画審議会報告
令和6年9月9日	改定部会の委員について	都市計画審議会報告
令和6年9月28日 ～10月30日	改定骨子案パブリックコメント (意見募集)	
令和6年10月10、 15、25、26日	改定骨子案住民説明会(計7回)	
令和6年11月12日	改定骨子案について	都市計画審議会報告
令和7年1月27日	素案について	都市計画審議会報告
令和7年10月29日	改定案について	都市計画審議会報告
令和7年11月8日 ～11月28日	改定案パブリックコメント (意見募集)	
令和7年11月10、 11、12、13、14、17、 22、25日	改定案住民説明会(計12回)	
令和8年3月26日	策定について	都市計画審議会付議

4 改定案に対するパブリックコメントについて

資料1-5のとおり

参考：関係法令抜粋

○都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日号外法律 100 号）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

○東京都板橋区都市づくり推進条例（令和 2 年 10 月 23 日東京都板橋区条例第 31 号）

（都市計画の基本的な方針の変更）

第 9 条 区は、社会情勢の変化等により、都市計画の基本的な方針の目標又は将来像を見直す必要が生じたときは、適時適切に都市計画の基本的な方針を変更するものとする。

（都市計画の基本的な方針の変更手続）

第 10 条 区は、都市計画の基本的な方針の変更にあたっては、区民等及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるとともに、東京都板橋区都市計画審議会条例（平成 12 年板橋区条例第 27 号）第 1 条に規定する東京都板橋区都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の議を経なければならない。